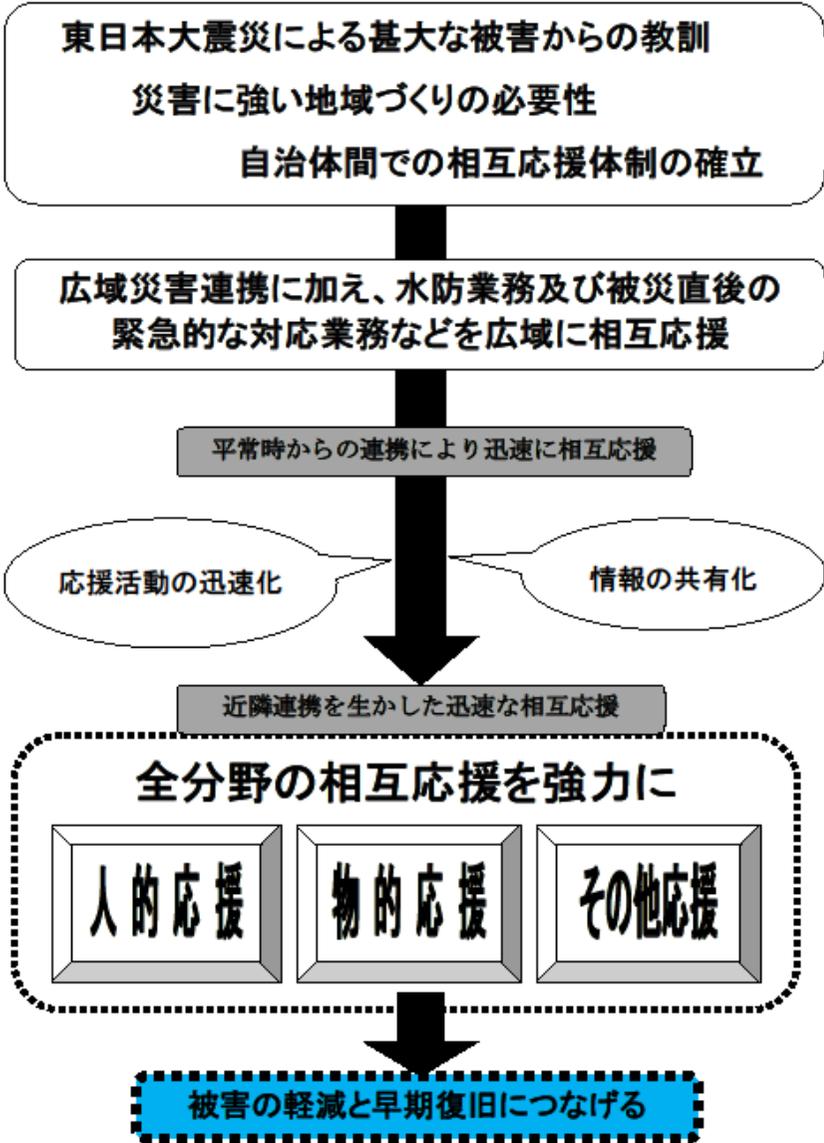


件名	泉州地域災害時相互応援協定の締結について
経過・現状 政策課題	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災での甚大な被害を教訓とし、災害に強い地域づくりをめざす中、広域的な地震、津波災害に対しては、泉州地域の9市4町で連携する必要がある。 ・短時間集中豪雨は増加傾向にあり、ゲリラ豪雨などにより局地的な被害に対して近隣市町で連携する必要がある。
対応方針 今後の取組	<p>【泉州地域災害時相互応援協定の締結】</p> <p>危機事象を共有する近隣自治体間で、平常時から連携を図ることにより近隣の地の利を生かした迅速な相互応援体制を確立し、事前防御、初期対応を含め様々な分野での相互応援をより強力に実施することにより、被害の軽減と早期復旧につなげることを目的として、下記のとおり協定を締結した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協定の名称 泉州地域災害時相互応援協定 ・協定締結日 平成25年9月10日（火） ・締結自治体 泉州地域の9市4町（堺市、岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、和泉市、高石市、泉南市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町） ・主な協定内容 <ul style="list-style-type: none"> （1）<u>応急対策要員等の人的応援</u> （2）<u>救援物資及び資機材等の物的応援</u> （3）<u>その他被災市町が必要とする応援</u>
効果の想定	<p>単独の市町では対応困難な地震被害、津波被害、集中豪雨被害などに対し、泉州地域の9市4町で相互に職員の応援、物資の支援など事前防御、初期対応を含めて行うことにより、被害の軽減と早期復旧につなげる。</p>
関係局との政策連携	全庁

（注）内容詳細については、別添資料を参照

泉州地域災害時相互応援協定

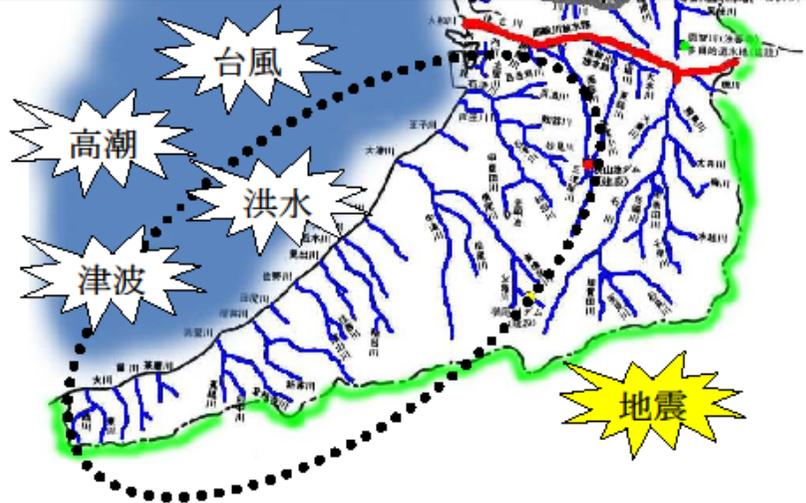


泉州地域災害時相互応援協定区域



- (協定参加9市4町)
- | | |
|------|------|
| 堺市 | 岸和田市 |
| 泉大津市 | 貝塚市 |
| 泉佐野市 | 和泉市 |
| 高石市 | 泉南市 |
| 阪南市 | 忠岡町 |
| 熊取町 | 田尻町 |
| 岬町 | |

泉州地域災害時相互応援協定による連携イメージ



泉州地域災害時相互応援協定

堺市、岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、和泉市、高石市、泉南市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町及び岬町の9市4町（以下「関係市町」という。）は、災害における広域的な相互応援について、次のとおり協定を締結する。

（協定の目的）

第1条 この協定は、関係市町の区域において風水害、地震、津波その他の災害が発生し、またはその恐れがあり、当該市町独自では十分な応急措置ができない場合に、当該市町の要請にこたえるため、あらかじめ関係市町間において広域的な応援について定め、応急措置を円滑に行うことを目的とする。

（相互応援）

第2条 関係市町は、応援の要請があったときは、業務に重大な支障がない限り、当該要請をした関係市町（以下「応援要請市町」という。）に対し、相互に応援を行うものとする。

2 前項に定める応援を要請しようとする関係市町は、必要となる事項を明記の上、文書により他の関係市町に対して要請するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

（人的応援）

第3条 前条の応援の要請は、応援要請市町の長が、災害が発生しまたはその恐れがある場所及び状況並びに出動を求める場所及び人員等を明示し、応援可能な関係市町（以下「応援市町」という。）の長に対して行うものとする。

（物的応援）

第4条 前条に定めるもののほか、救援物資及び資機材等を必要とする場合の応援の要請は、応援要請市町の長が、必要とする救援物資及び資機材等の種別、数量、配置場所等を明示し、応援市町の長に対して行うものとする。

（その他の応援）

第5条 前2条に定めるもののほか応援を必要とする場合については、応援要請市町の長が、必要となる項目を明示し、応援市町の長に対して行うものとする。

（指揮）

第6条 第2条の応援要請に基づく応援隊の指揮は、次に掲げる方法によるものとする。

- (1) 応援要請市町の長又は災害対策本部長等が指揮すること。
- (2) 指揮は、応援隊の長に対して行うこと。

（経費の負担）

第7条 応援に要した経費の負担については、次のとおりとする。

- (1) 第3条の人的応援に要した経費のうち、応援事務に要した職員の旅費及び諸手当は、応援市町の条例等の規定により算定した額の範囲内で応援要請市町が負担する。
- (2) 第3条の人的応援に要した経費のうち、公務災害補償に要する経費及び応援職員が応援事務従事中に第三者に損害を与えた場合の補償については、応援市町が負担する。
- (3) 第4条の物的応援に要する経費のうち、提供した救援物資及び資機材等に係る購入費、輸送費、借上料、燃料費及び修理費については、応援要請市町が負担する。
- (4) 前3号に定めるもののほか、応援に要した経費は原則として、応援要請市町が負担する。

(実施細目)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項については、関係市町の協議により実施細目を定めることができる。

(定めのない事項等の協議)

第9条 この協定に定めのない事項、またはこの協定について疑義が生じたときは、その都度、関係市町が協議して定めるものとする。

(協定の発効等)

第10条 この協定は、平成25年9月10日から効力を生ずる。

この協定の締結を証するため、本協定書13通を作成し、関係市町が記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成25年9月10日

堺市長 竹 山 修 身

岸和田市長 野 口 聖

泉大津市長 伊 藤 晴 彦

貝塚市長 藤 原 龍 男

泉佐野市長 千代松 大 耕

和泉市長 辻 宏 康

高石市長 阪 口 伸 六

泉南市長 向 井 通 彦

阪南市長 福 山 敏 博

忠岡町長 和 田 吉 衛

熊取町長 中 西 誠

田尻町長 原 明 美

岬町長 田 代 堯